

アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アイランドシティはばたき公園に係る指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (6) その他港湾空港局長（以下局長という。）が必要と認める事項。

(委員)

第3条 委員の人数は、5人以下とする。

- 2 委員会の委員の選任に当たっては、指定管理者の選定及び事業評価にあたり必要となる専門的知識又は経験を有する者の起用に留意するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(委員会)

第5条 局長は、委員から意見を収集するため、委員会を開催することができる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項に関し知識を有する者の出席を求めることができる。

(会議の公開、非公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。

- 2 会議を開催するときは、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別、その他必要な事項を公表する。
- 3 第1項の規定に基づき会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 公開による会議は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 5 会議に係る傍聴の手続等については、局長が定める。
- 6 指定管理者の選定及び事業評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。

7 選定の過程及び評価の過程については、会議終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(委員等の責務)

第7条 委員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。